

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和 7 年度）

住 所 沖縄県那覇市字安次嶺377-2

事業者名 沖縄都市モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡慶次 道俊

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道 停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
おもろまち駅から首里駅間(5 駅)	視覚障がい者用誘導点字ブロックをJIS規格へ変更（2021～2026）	対象駅（14 駅）の施行完了

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	基準を満たしている	—

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームと車両の段差・隙間の状況の周知	固定スロープを設置しているが、段差と隙間が目安値の乗り場を、HP等で公開し周知する。	検討中

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
HPによる周知	ホームページにおいてバリアフリー実施状況について情報提供を行っている	継続実施中

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅務員の介助技術の向上	全ての駅係員がサービス介助士の資格取得	資格取得を継続中

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子利用者の乗車位置の案内	ホームドアに乗車位置の案内	ポスターで情報提供

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・固定スロープの設置が完了したが、車両との離隔が大きい箇所の距離を近づける対策を検討中

- (3) 報告書の公表方法

ホームページで掲載

- (4) その他

住 所 〒901-0143 沖縄県那覇市字安次嶺377-2
事 業 者 名 沖繩都市モノレール株式会社
代 表 者 名 (役職名及び氏名) 代表取締役社長 渡慶次 道俊

(令和8年3月31日現在)

[illegible]

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和 7 年度）

住 所 沖縄県那覇市字安次嶺377-2

事業者名 沖縄都市モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡慶次 道俊

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（１）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	—
（２）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3000 人以上 3 万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を 50％以上所有しているか、又は自社に対し 50％以上出資している中小企業者である。	—

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和 7 年度）

住 所 沖縄県那覇市字安次嶺377-2

事業者名 沖縄都市モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡慶次 道俊

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内案内表示器での情報提供	車内案内表示器で、異常時等が発生した場合に文字で表示する	実施中

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員への案内表示教育	異常時に案内表示器により文字で状況を知らせる教育を実施	継続実施

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子専用ドアの案内	車椅子利用者がホームで専用ドアから乗車するための表示を充実させた	ポスターで情報提供

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

全ての乗り場に固定スロープを設置しているが、希望する方には、係員による渡り板を利用した乗降の実施

- (3) 報告書の公表方法

ホームページで掲載

- (4) その他

Ⅱ. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和8年3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
跨座式軌道	23 編成 51 (両)	23 編成 51 (両)	23 編成	0 編成	0 編成	23 編成	23 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	23 編成 51 (両)	23 編成 51 (両)	23 編成	0 編成	0 編成	23 編成	23 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	—
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	—